

小型家電リサイクル制度とは？

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）が施行されました。

これまで家電リサイクル法に基づく4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）以外の家電は、粗大ごみや不燃ごみとして回収されても、技術的な問題や費用面から、金や銅、パラジウムなどのレアメタルまではほとんど回収されていませんでした。

しかし、これらの小型家電は「都市鉱山」と呼ばれるほど多くの有用金属を含んでいます。小型家電リサイクルは、市町村や都道府県の枠を超えて広域的に小型家電を収集することにより、採算性を確保しつつリサイクルすることを可能とした新たな制度です。レアメタルを中心にその他金属類やプラスチック類等も可能な限りリサイクルすることから、埋め立て量の減少も図られ、最終処分場の延命にもつながります。

回収の対象となる品目は？

回収対象品目は、普段の生活で使っているコンセント及び電池を使用する機器とその付属品です。例えば、携帯電話・デジタルカメラ・小型ゲーム機・電子辞書・電卓などです。

※詳しくは裏面の【小型家電ボックス回収対象品目一覧】をご覧ください。

回収の場所や方法は？

市では、小型家電リサイクル法の施行を受け、平成26年2月から国や県等と連携し小型家電に特化した回収に取り組んでいます。現在、次の2つの方法により回収を進めています。

① 拠点回収（ボックス回収）

市役所正面玄関、リサイクルプラザ、各公民館（中央公民館を除く）に回収専用ボックスを設置しています。

※投入口のサイズは縦15cm×横33cmです。

※不燃ごみに当たる小さなサイズの小型家電は、できるだけこのボックスに入れるようご協力をお願いします。

② 粗大ごみ回収

30cmを超える小型家電は、粗大ごみ扱い(有料)となります。

総合クリーンセンターに自己搬入するか、戸別回収(要予約)をご利用ください。

※詳しくはごみチャンネルを参照してください。

※イベント回収

イベント回収は、平成26年4月から制度を広く周知する目的から実施していましたが、制度の周知が済んだことから、平成28年度末をもって終了しました。

令和元年5月



目標の達成に向けて・・・

小型家電リサイクル法の施行を受け、全国の自治体が様々な取り組みを行う中、市では、国（環境省）の指針にある市民1人当たり年間1キログラム、合計約150トンの回収を目標としています。

ごみ処理といえば以前は単に「燃やす・つぶす・埋める」というイメージがありましたが、資源が乏しいと言われている我が国にとって、この小型家電リサイクルは、ごみを単にごみとして終わらせないための循環型社会の構築に欠かせない取り組みと言えます。

小型家電リサイクルの趣旨をご理解いただき、市民の皆さまのより一層のご協力をお願いします。

【拠点回収の様子】



拠点回収（ボックス回収）対象品目一覧（主なもの）

【回収できるもの】 ※縦15cm×横33cmの回収ボックスに入るものに限る	
携帯電話	・携帯電話 ・ PHS 端末
A V 機器	・ CD プレーヤー ・ MD プレーヤー ・ IC レコーダー ・ BD レコーダー / プレーヤー ・ ビデオデッキ ・ DVD レコーダー / プレーヤー ・ アンプ ・ テープレコーダー ・ ラジオ ・ ラジカセ ・ ヘッドホン ・ HDD レコーダー ・ LD プレーヤー ・ ミニコンポ
PC 周辺機器	・ キーボード (PC 用) ・ USB メモリ ・ スキャナー
自動車用品 (電子機器)	・ ETC 車載ユニット ・ カーナビゲーションシステム ・ カーステレオ
趣味電化製品	・ デジタルカメラ ・ ビデオカメラ ・ 電子ゲーム機 ・ おもちゃ類 (電動式)
生活家電・調理家電	・ 電動式時計 ・ 電話機 ・ ファクシミリ ・ 小型の電気ポット ・ ロースター ・ 電子辞書 ・ 電卓 ・ 電気鉛筆削り ・ 加湿器 ・ 電磁調理器 (卓上型) ・ ホットプレート ・ ミキサー (ジューサー)
家庭用医療・美容機器	・ 補聴器 ・ 電動式吸入器 ・ 電子体温計 ・ 電子血圧計 ・ 小型マッサージ器 ・ 美顔器
その他家電製品	・ 電動歯ブラシ ・ 電気かみそり ・ ヘアードライヤー ・ リモコン ・ AC アダプタ ・ 電気蚊とり ・ 懐中電灯

※上記の表は代表的な小型家電製品となります。お手持ちの小型家電製品で判断に迷うものについては総合クリーンセンター（電話 04-2934-5546）までお問い合わせください。

【回収できないもの】	
家電リサイクル法対象品	・ テレビ ・ エアコン ・ 冷蔵庫 ・ 冷凍庫 ・ 洗濯機 ・ 衣類乾燥機
資源有効利用促進法対象品	・ デスクトップパソコン ・ ノートパソコン ・ 液晶ディスプレイ ・ CRT ディスプレイ
大型家電製品	・ マッサージチェア ・ ランニングマシン ・ 石油ファンヒーター ・ オイルヒーター など
その他家電製品	・ 電気カーペット (ホットカーペット) ・ 電気毛布など

小型家電についてのポイント！

- 小型家電製品は壊れて使用できないものでも回収します。
- 携帯電話等の充電器や小型家電製品のコード・ケーブル類の付属品も対象となります。
- 小型家電製品は家庭で使用されていたものに限り、事業者からの持ち込みは不可です。
- 小型家電製品の乾電池や蛍光管・電球等は事前にはずしてください。
※はずした乾電池や蛍光管・電球型蛍光灯等は「有害ごみ」です。地域の決められた曜日に排出してください。
- 携帯電話・ICレコーダー・デジタルカメラなど、個人情報記録されているものについては事前に内容を消去してください。
- 回収ボックス投入口のサイズは、縦15cm×横33cmとなります。30cmを超えるものは、粗大ごみ扱い（有料）となり、総合クリーンセンターへの自己搬入またはご自宅に伺っての戸別回収（要予約）のご用命が必要です。